

公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU） 定款 変更・追加提案＜2022/6/21 社員総会提出＞

[1] 第 18 条（決議） ＜追加理由：社員総会の決議に関して、利害関係者を決議から除くため＞

[2] 第 21 条（役員の設置） ＜変更理由：理事定数の 5 名増員に伴う定款の変更＞

*理事増員変更理由「オリンピックとパラリンピックの正式競技トライアスロンを統括する唯一の団体として。パラ部門をさらに普及発展させるために、増員を行う。また、地域の状況やジェンダーバランスも視野に入れる。」

*理事増員に伴い、監事を 5 名以内に変更。規程のみ変更を行い。2023 年度以降の増員を検討する。

変更案	変更前	
公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU） 定款 第 18 条（決議） 1. 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、特別の利害関係を有する正会員を除く議決権の過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する総正会員を除く正会員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 （1）会員の除名 （2）監事の解任 （3）定款の変更 （4）基本財産の処分又は除外の承認 （5）解散 （6）その他法令又はこの定款で定められた事項 3. 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を 上回る場合には、過半数の	公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU） 定款 第 18 条（決議） 1. 社員総会の決議は、法令又は定款に別段に定める場合を除き、総正会員の議決権の 過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の 議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。 （1）会員の除名 （2）監事の解任 （3）定款の変更 （4）解散 （5）その他法令で定められた事項 3. 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を 上回る場合には、過半数の	（変更） 第 1 項、第 2 項

賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠 に達するまでの者を選任することとする。 第 21 条（役員の設置） 1. この法人には、次の役員を置く。 （1）理 事 20 名以上 35 名以内 （うち会長 1 名、副会長 3 名以内、専務理事 1 名、常務理事 5 名以内） （2）監 事 5 名以内 2. 会長をもって法人法上の代表理事とする。 3. 会長以外の理事のうち、副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。	賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠 に達するまでの者を選任することとする。 第 21 条（役員の設置） 1. この法人には、次の役員を置く。 （1）理 事 20 名以上 30 名以内 （うち会長 1 名、副会長 3 名以内、専務理事 1 名、常務理事 5 名以内） （2）監 事 3 名以内 2. 会長をもって法人法上の代表理事とする。 3. 会長以外の理事のうち、副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。	（変更）第 1 項
---	---	-------------------------

* 2022 年 3 月 23 日 JTU 定時理事会承認

* 2022 年 6 月 7 日 JTU 定時理事会承認